



平成 19 年 12 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社阪神調剤薬局  
代表者名 代表取締役社長 岩崎 壽毅  
( J A S D A Q ・ コード 2723 )  
問合せ先 取締役財務・経理部長 松下 修三  
電話番号 0797-35-6227

## DPホールディングス株式会社による当社株式の

### 公開買付けの結果に関するお知らせ

DPホールディングス株式会社は、平成19年11月13日（火曜日）から平成19年12月26日（水曜日）までの30営業日において当社株式に対し公開買付けを実施していましたが、その結果について、同社より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせいたします。

以上

平成19年12月27日

各 位

会社名 ヴァリアント・パートナーズ株式会社  
 代表者名 共同代表パートナー 櫻井歩身  
 共同代表パートナー 加藤 健  
 問合せ先 高木 聡 (電話 03 - 3288 - 6251)

東京都千代田区三番町7番地14  
 DPホールディングス株式会社  
 代表取締役 櫻井 歩身  
 代表取締役 加藤 健  
 電話番号 03 - 3288 - 6251  
 (ヴァリアント・パートナーズ株式会社内)

### 株式会社阪神調剤薬局株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

ヴァリアント・パートナーズ株式会社が運営・管理するヴァリアント壱号投資事業有限責任組合(以下、「ヴァリアント・ファンド」といいます。)が100%出資するDPホールディングス株式会社(以下、「公開買付者」といいます。)は、平成19年11月9日に、株式会社阪神調剤薬局(以下、「対象者」といいます。)の株式に対する公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)の開始を決定し、同年11月13日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが同年12月26日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地並びに対象者の名称

公開買付者 DPホールディングス株式会社 東京都千代田区三番町7番地14  
 対象者の名称 株式会社阪神調剤薬局

##### (2) 買付け等に係る株券等の種類及び買付予定の株券等の数

株券等種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 買付予定の下限	株式に換算した 買付予定の上限
株 券	5,978,332 株	5,978,332 株	株
新株予約権証券	株	株	株
新株予約権付社債券	株	株	株
株券等信託受益証券( )	株	株	株
株券等預託証券( )	株	株	株
合 計	5,978,332 株	5,978,332 株	株

(注1) 本公開買付けにおいて、応募株券等の総数が、「株式に換算した買付予定の下限」に記載された数(5,978,332株。以下、「買付予定の下限」といいます。)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としています。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります(株券が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券を提出する必要

はありません。)。なお、会社法に従って、株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い買付け等の期間（以下、「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

(注3) 対象者が保有する自己株式2,416株(平成19年3月31日現在)については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。従って本公開買付けで公開買付け者が取得する株券の数は、対象者が平成19年6月29日に提出した第28期有価証券報告書に記載された平成19年3月31日現在の発行済全株式10,810,870株より対象者が保有する自己株式2,416株を除いた最大10,808,454株になります。ただし、経営者等(岩崎壽毅氏(対象者代表取締役) 岩崎賀世子氏(対象者代表取締役) 岩崎裕昭氏(対象者取締役) 岩崎友香氏(対象者取締役) 並びに岩崎壽毅株式会社(岩崎友香氏が代表取締役を、岩崎壽毅氏、岩崎賀世子氏及び岩崎裕昭氏が取締役をそれぞれ務め、岩崎壽毅氏がその発行済全株式の約99.99%を所有する企業)を総称していいます。以下同様です。)は、ヴァリアントファンドとの間でその所有する株式の全部又は一部について本公開買付けに応募しない旨の契約を締結しており、経営者等が本公開買付けに応募しない予定の株式数(岩崎壽毅氏: 100,070株、岩崎賀世子氏: 100,000株、岩崎裕昭氏: 648,180株、岩崎友香氏: 104,000株、岩崎壽毅株式会社: 1,263,000株)を控除した場合は、最大8,593,204株となります。

### (3) 買付け等の期間

平成19年11月13日(火曜日)から平成19年12月26日(水曜日)まで(30営業日)

### (4) 買付け等の価格

1株につき金400円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 買付予定の下限	株式に換算した 買付予定の上限	株式に換算した 応募数	株式に換算した 買付数
株券	5,978,332株	5,978,332株	株	8,159,620株	8,159,620株
新株予約権証券	株	株	株	株	株
新株予約権付社債券	株	株	株	株	株
株券等信託受益証券( )	株	株	株	株	株
株券等預託証券( )	株	株	株	株	株
合計	5,978,332株	5,978,332株	株	8,159,620株	8,159,620株

### (2) 公開買付けの成否

応募株券等の総数(8,159,620株)が買付予定の下限(5,978,332株)以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	49,410個	(買付け等前における株券等所有割合 45.73%)
買付け等後における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	81,596個	(買付け等後における株券等所有割合 75.52%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	22,151個	(買付け等後における株券等所有割合 20.50%)

対象者の総株主等の議決権の数	108,050 個
----------------	-----------

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 19 年 12 月 10 日に提出した第 29 期中半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式も対象としており、単元未満株式の応募は 120 株でしたので、「買付け等後における株券等所有割合」は、上記半期報告書に記載された平成 19 年 9 月 30 日現在の対象者の総株主等の議決権の数(108,050 個)に、本公開買付けに応募された単元未満株式に係る議決権の数(1 個)を加え、「対象者の総株主等の議決権の数」を 108,051 個として計算しております。なお、株式会社証券保管振替機構名義の株式については、本公開買付けを通じて取得しておりません。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金 3,263 百万円

(6) 決済の方法  
買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

決済の開始日 平成 20 年 1 月 8 日(火曜日)

#### 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付届出書において記載しておりましたとおり、本公開買付けで、経営者等が所有する対象者株式を除いた対象者の発行済全株式(自己株式を除きます。)を取得できなかったため、以下の方法により公開買付者及び経営者等を除く対象者の株主に対して対象者株式売却の機会を提供しつつ、公開買付者及び経営者等が対象者の発行済全株式(自己株式を除きます。)を所有する手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。)を付すこと及び対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会及び上記を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しております。当該臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記 ないし を同一の臨時株主総会に付議し、上記 を普通株主による種類株主総会に付議することを検討・要請しております。対象者はかかる要請に応じて、平成 19 年 12 月 28 日付で、平成 20 年 1 月 15 日(火)を上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会における議決権行使の基準日として設定する旨の公告を行う予定です(詳

細につきましては、対象者の本日（平成 19 年 12 月 27 日）付プレスリリース「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照下さい。）

公開買付者は、本公開買付けにより、経営者等所有分と合わせて対象者の発行済全株式の 95.97%を所有することになり、上記各手続を採用することが決定された場合、公開買付者及び経営者等は、上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該対象者株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、公開買付者及び経営者等が対象者の発行済全株式（自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者及び経営者等以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定です（注）

上記 ないし の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が上記臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主の皆様が各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。上記 ないし の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者及び経営者等の株式所有状況並びに公開買付者及び経営者等以外の対象者株主による対象者株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者及び経営者等が対象者の発行済全株式（自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者及び経営者等以外の対象者の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額が公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

公開買付者は、対象者を非公開化させるための一連のスキームに関する一連の手続を行った後、対象者との間で吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うこと等のグループ内再編を実施することを計画しております。本合併を実施することが決定された場合、かかる議案や手続の実施の詳細については、速やかに公表する予定です。

なお、上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認下さい。

対象者の普通株式は、現在、ジャスダック証券取引所に上場されておりますが、公開買付者は、今後上記に記載の手続により、公開買付者及び経営者等が対象者の発行済全株式（自己株式を除きます。）を所有することを予定しており、その場合には対象者の株券はジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い所定の手続きを経て上場廃止になる予定です。上場廃止後は、対象者株券をジャスダック証券取引所において取引することができません。

（注） 本公開買付け後の公開買付者及び経営者等の株式所有状況、並びにその他の対象者株主による対象者株式所有状況等を勘案し、経営者等に対しても交付される対象者株式の数が 1 株に満たない端数となる場合があります。

4 . 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

D Pホールディングス株式会社

(東京都千代田区三番町7番地14)

株式会社ジャスダック証券取引所

(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

以 上